

特定施設入居者生活介護 重要事項説明書 2～4

(含：短期利用特定施設入居者生活介護)

(含：介護予防特定施設入居者生活介護)

重要事項説明書 2

特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

及び短期利用特定施設入居者生活介護利用のご案内

（令和8年6月1日現在）

1. 施設の概要

（1）特定施設入居者生活介護事業所の名称等

- ・施設名 特定施設入居者生活介護事業所 グリーンケアかみごとう
- ・開設年月日 平成22年4月1日
- ・所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷617番地1
- ・電話番号 0959-54-2700
- ・ファックス番号 0959-54-2700
- ・管理者名 施設長 榎山 安信
- ・介護保険指定番号 特定施設入居者生活介護（4271601272号）

（2）施設の目的と運営方針

特定施設入居者生活介護（含：介護予防特定施設入居者生活介護）及び短期利用特定施設入居者生活介護事業所は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように看護、介護、機能訓練、その他日常的に必要なとされる総合的な支援および日常生活上の世話並びに療養上の世話及び見守りを行なうなど、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように特定施設入居者生活介護（含：介護予防特定施設入居者生活介護）サービスを提供します。また、実施にあたっては必要に応じて主治医等の協力・指導を得て行います。

この目的に沿って、当施設では、利用者の自立を支援し、継続した在宅生活を目指し、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

[グリーンケアかみごとうの運営方針]

1. 利用者の人権尊重を基本とした日常生活サービスを保証します。
2. 利用者の主体性を尊重した個別の日常生活プログラムを実施します。
3. 近接の介護老人保健施設等と合同で行うイベント等の交流会に参加するなど、利用者への一体化したサービスを提供します。
4. ボランティア活動や実習・研修等の積極的な受け入れを行い、地域の人々とのふれあい・交流に努めます。
5. 家族との連携を深め、継続して在宅介護が可能になるよう家族介護を支援します。
6. 保健・医療・福祉の総合的なサービスが提供されるよう関係機関・団体等との連携に努めます。
7. 地域社会との連携を保ち、老人保健福祉サービスの拠点として果たし得るよう努力します。
8. 職員の人間性の向上とサービスの技術と資質等高めるための職員研修に努めます。

（3）施設の職員体制

- （1）管理者 1名 （介護職員と兼務）

- (2) 生活相談員 1名（計画作成担当者と兼務）
- (3) 看護職員 1名（機能訓練指導員と兼務）
- (4) 介護職員 6名（内1名管理者と兼務）
- (5) 機能訓練指導員 1名（看護職員と兼務）
- (6) 計画作成担当者 1名（生活相談員と兼務）

また勤務形態等は、次のとおりです。

〔看護職員・介護職員の勤務形態と勤務時間〕

- ① 早 出 7：30～16：30
- ② 日 勤 8：30～17：30
- ③ 遅 出 10：00～19：00
- ④ 夜 勤 17：00～ 9：00

- (4) 特定施設入居者生活介護の定員等
 - ・定員 20名（個室 20室）

2. サービス内容

(1) サービスの基本

当施設でのサービスは、利用者の能力に応じた日常生活を継続して営むことができるように、また1日でも早く自立して家庭での生活が営むことができるように支援するとともに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした特定施設入居者生活介護（含：介護予防特定施設入居者生活介護）及び短期利用特定施設入居者生活介護サービス計画（「施設サービス計画」という）に基づいて提供します。この計画は、利用者に関わる全ての職種の職員が協議して作成しますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族等の希望を十分に取り入れて計画します。この計画の内容については同意を頂くようになります。

また当施設を利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行います。

(2) サービス内容

- ①特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）及び短期利用特定施設入居者生活介護サービス計画の立案
- ②ケースカンファレンス等によりサービス計画の見直し
- ③食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～ 9時00分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分

④入浴

一般浴槽（介護型ユニットバス）のほか入浴に特別の介助を要する利用者には特別浴槽（隣接の介護老人保健施設）で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用頂きます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。また、人員の都合上、異性介助により入浴・清拭援助を行う場合があります。

入浴時間は、概ね次の2つの時間帯で、入居者の希望による時間帯を選択して入浴して頂く予定です。

(1)10:00～11:00 (2)13:00～15:30 ただし、(1)10:00～11:00 の時間は、自立している入居者となります。

⑤総合的な看護

健康管理看護は、病院等での受診、主治医等の指導、協力・助言による看護が基本となっています。

ただし、当施設の特徴として、介護老人保健施設の隣接事業所であることから、隣接事業所に医師、看護職員、リハビリ担当職員が常勤していますので、必要に応じて適切な助言等が得られ、これによる看護を行える体制となっています。

⑥夜間における看護体制（24時間連絡体制）

夜間における看護については、施設より看護師に連絡し必要な指示・助言が得られる体制を採るとともに必要に応じ呼出・出勤する体制を採っておりますので、緊急処置・対応が行なえます。

⑦介護

施設サービス計画に基づき、日常的に必要なとされる総合的な支援および日常生活上の世話並びに療養上の世話及び見守りなどを行います。また、退所時の支援も行います。

⑧機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものとなっております。

⑨相談援助サービス

⑩栄養管理、栄養ケア等の栄養状態の管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理等のサービスを提供します。

⑪利用者が選定する特別な食事の提供

⑫理美容サービス

（希望者は、毎週1回介護老人保健施設での実施時に自由に受けられます。）

⑬基本時間外施設利用サービス

何らかの理由により、ご家族等のお迎え等がサービス計画で定められた利用時間外の場合に適用します。

⑭行政手続代行

⑮その他

《注》これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的には当施設相談員等にご相談ください。

3. 一時介護室の使用

当施設では、利用者の心身の状況等により、一時的に「一時介護室」において介護することがあります。その必要性等については、主治医や協力医療機関等の医師の意見により行います。その際には利用者または家族代表者の了承を得て行います。緊急時には事後承認となることがありますのでご了承願います。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

①協力医療機関

・名称 長崎県 上五島病院

住所 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1549-11

②協力歯科医療機関

- ・名称 田坂歯科医院
住所 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1 5 4 4
- ・名称 もとおか歯科医院
住所 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷 1 3 6 3

5. 施設利用に際しての留意事項

①介護保険証

ご利用のお申込みに際し、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

②面会

原則として午前8時から午後8時までの間とします。ただし、特別の事情がある場合は事前のお申し出によって時間外に行うことができます。また、インフルエンザ等感染症の流行により面会を一時制限・禁止させていただくことがあります。その他、付き添い宿泊等も可能ではありますが、事前に申し出て頂きます。

消灯時間は、共用部分について、原則として午後9時としています。

③外出・外泊・入院等

管理者に届け出て、許可を得た上で行って頂きます。また、帰着の時は必ず事務室にお届け下さい。

なお、外泊・入院等は最長6日までとなっています。特例として、6日以上（14日を限度とします。）の外泊・入院等については、予め特別の事由等を届け出て頂き、かつ別途特別の許可が必要になりますので、当施設相談員に相談願います。

また、入院等で長期にわたり不在となる時は、他の利用者に短期利用特定施設入居者生活介護として居室を使用する事があります。その場合は入居者及び家族の同意を得ての利用となります。

尚、この期間の家賃などの経費については、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者が負担します。

④食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理等を行っております。そのため、食事内容の管理上、食事等の持ち込みは原則ご遠慮いただいておりますが、持ち込みを希望されます場合は、当施設相談員にお尋ねください。

特に、食中毒が発生しやすい季節には必ず当施設相談員にご相談願います。

⑤飲酒・喫煙

主治医等の指導のもとに行って頂きます。

⑥火気の取扱い

下記の施設内への持ち込みは禁止です。喫煙する場合は、ライター等は必ず職員へ預けてください。喫煙所以外の場所では禁止させていただきます。

⑦設備・備品の利用

故意に破損したりまたは許可なく施設外に持ち出したり処分したりしないようお願いいたします。

⑧所持品・備品等の持ち込み

必ず氏名を記入し各自で管理をお願いします。

⑨金銭・貴重品の管理

居室には、鍵付きの金庫等は準備しておりません。家族の方が管理してください。但し、施設入所中にかかる実費負担の費用について管理の申し出がある場合は、所持金

(品) 保管依頼書に記入していただき、事務所にて金品の保管及び出納を行ないます。管理費用はいただきません。利用者が管理をする場合、紛失等の事故があっても施設での責任は負いかねます。

⑩外泊時等における受診

受診についての制限はありませんが、必ず当施設までご連絡ください。(事後でもかまいません。)

⑪宗教活動

禁止とします。

⑫ペットの持ち込み

原則として禁止とします。

6. 非常災害対策

①防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸・防火シャッター、火災報知器、自動通報設備、等

②防火訓練 年2回以上、昼間と夜間を想定した基本消防訓練(消火・通報・避難)を行ないます。また、年1回以上、自然災害を想定した避難訓練を行ないます。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して日常生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 事故発生時の対応

当施設では「事故発生防止・事故対策委員会」、「安全衛生委員会」を設置するなど、日頃より事故の未然防止に努めていますが、万一事故が発生した場合は、「消防計画」、「事故対策マニュアル」等に則り速やかにご家族及び必要な関係機関等に連絡を行うとともに必要な対応を行います。

また、施設サービスの提供により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償等の措置を速やかに行うようにいたします。

9. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設における苦情の受付等

当施設では「ご要望・苦情などの相談窓口」(法人共通の窓口)を設け、生活相談員等が受付担当者となっていますので、お気軽にご相談下さい。

- ・受付担当者 島本 恵美 (生活相談員)
- ・電話 0959-54-2700
- ・FAX 0959-54-2700
- ・受付時間 月曜日～日曜日 8:00～17:00

要望や苦情などは受付担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、苦情解決責任者に直接お申し出て頂くこともできます。

また、施設関係者へ直接ご相談できないような場合や不都合なときは、「第三者委員」にご相談して頂くこともできます。不明な点等がありましたら、生活相談員・介護支援専門員等の受付担当者にご質問して頂きたい。

なお、施設サービス等にかかる苦情処理の対応については、当法人の「苦情解決等運営規則」等のルールに従い速やかに行うようにいたします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

① 新上五島町役場 健康保険課

- ・所在地 新上五島町青方郷1585番地1
- ・電話 0959-53-1163
- ・FAX 0959-52-3741
- ・受付時間 8:30～17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

② 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

- ・所在地 長崎市今博多町8番地2 長崎県国保会館内
- ・電話 095-826-1599
- ・FAX 095-826-1779
- ・受付時間 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(実施あり ・ 未実施)

- ・実施した直近の年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・実施した評価機関の名称 (_____)
- ・当該評価結果の開示 (あり ・ なし)
- ・評価機関による総評
(_____)
- ・事業者のコメント
(_____)

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

以 上

添付資料 1

新上五島町管内医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号
上五島病院（協力医療機関）	青方郷 1 5 4 9 - 1 1	5 2 - 3 0 0 0
有川医療センター	有川郷 2 2 5 5	4 2 - 0 3 2 0
奈良尾医療センター	奈良尾郷 7 1 2 - 3	4 4 - 1 0 1 0
新上五島町新魚目国民保険診療所	小串郷 1 4 8 0 - 1	5 5 - 3 1 6 1
新上五島町若松国民保険診療所	若松郷 2 8 7	4 6 - 3 2 5 2
田坂歯科医院（協力歯科医療機関）	青方郷 1 5 4 4	5 2 - 4 3 1 3
青方歯科医院	青方郷 1 1 1 0	5 2 - 4 3 3 8
津田歯科医院	有川郷 2 2 5 4 - 1 4	4 2 - 0 7 8 1
山村歯科医院	有川郷 7 2 9	4 2 - 2 2 6 5
もとおか歯科医院（協力歯科医療機関）	浦桑郷 1 3 6 3	5 4 - 1 8 0 8
奈良尾歯科診療所	奈良尾郷 3 7 9 - 3	4 4 - 1 9 4 1
浦田歯科医院	七目郷 9 6 6 - 4	4 2 - 2 8 7 7
吉村歯科	青方郷 2 3 3 6 - 1	5 2 - 2 0 2 1
新上五島町国民健康保険診療所榎津歯科出張診療所	榎津郷 4 3 - 5	5 4 - 1 5 3 8

新上五島町管内介護支援事業者等一覧

事業者名	所在地	電話番号
新上五島町地域包括支援センター	青方郷 1 3 7 9 - 1	5 3 - 1 1 2 1
新上五島町社会福祉協議会 上五島支所	青方郷 1 3 7 9 - 1	5 2 - 2 5 9 3
新上五島町社会福祉協議会 奈良尾支所	奈良尾郷 1 0 6 9 - 1	4 4 - 1 0 1 5
新上五島町社会福祉協議会 新魚目支所	小串郷 1 4 4 8 番地	5 5 - 2 6 0 7
新上五島町社会福祉協議会 有川支所	有川郷 2 3 6 0 - 8	4 2 - 1 3 5 9
新上五島町社会福祉協議会 若松支所	若松郷 2 7 7 - 7	4 3 - 5 5 3 0
特別養護老人ホーム 芳寿荘	今里郷 6 1 0	5 2 - 2 5 0 1
特別養護老人ホーム つつじが丘	有川郷 2 3 6 9 - 1	4 2 - 0 7 0 5
特別養護老人ホーム わかまつ	若松郷 2 8 8	4 6 - 3 5 3 3
特別養護老人ホーム 福見の園	岩瀬浦郷 3 1 - 1	4 5 - 2 7 0 0
介護老人保健施設 つくしの里	鯛ノ浦郷 4 3 7 - 1	5 3 - 0 0 0 7
介護老人保健施設 グリーンヒル・かみごとう	浦桑郷 6 4 3 - 1	4 3 - 6 7 6 7
グループホーム ゆうあいホーム今里	今里郷 2 5 1 - 3 2	5 2 - 2 2 2 2
グループホーム あやめの里	鯛ノ浦郷 3 9 7 - 4	4 2 - 2 7 7 6
新上五島在宅ケアセンター	奈摩郷 9 1 0 - 1 0	4 3 - 1 1 8 8
小規模多機能ホーム サンクス	間伏郷 7 0 - 1	4 6 - 2 3 1 1
小規模多機能ホーム かんろ	奈良尾郷 9 9 5 - 2	4 4 - 0 4 6 0

重要事項説明書 3

特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）及び短期利用特定施設入居者生活介護の介護サービスの利用料金について

（令和8年6月1日現在）

特定施設入居者生活介護事業所への入所に伴う施設サービスの利用料金は、次のとおりとなっております。十分ご理解のうえ、ご同意願い申し上げます。なお、ご不明な内容につきましては、当施設の相談員にお尋ねください。

なお、介護保険制度では、要介護・要支援認定による要介護・要支援の程度（要介護度、要支援度）によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担額となっております。

1. 特定施設入居者生活介護の基本料金（保険給付の自己負担額）

要介護認定者の利用料金は、次のとおりとなっております。

（1）施設利用料

・要介護1	542円
・要介護2	609円
・要介護3	679円
・要介護4	744円
・要介護5	813円

（2）加算

上記施設利用料に加え、下記の料金が加算されます。

①夜間看護体制加算（Ⅱ）（1日につき）	9円
②看取り介護加算	
1) 死亡日以前31日以上45日以下の期間	72円
2) 死亡日以前の4日以上30日以下の期間	144円
3) 死亡日の前日及び前々日	680円
4) 死亡日	1,280円
③退所時情報提供加算（1回につき）	250円
④医療機関連携加算（1月につき）	80円
⑤退院・退所時連携加算（1日につき）	30円
※入居から30日以内に限る	
⑥サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき）	22円
⑦介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	その月の介護報酬総額の15.9%
⑧認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき）	30円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき）	40円
⑨科学的介護推進体制加算	40円
⑩新興感染症等施設療養費（1日につき）	240円

2. 短期利用特定施設入居者生活介護の基本料金（保険給付の自己負担額）

要介護認定者の利用料金は、次のとおりとなっています。

（1）施設利用料

・要介護 1	5 4 2 円
・要介護 2	6 0 9 円
・要介護 3	6 7 9 円
・要介護 4	7 4 4 円
・要介護 5	8 1 3 円

（2）加 算

上記施設利用料に加え、下記の料金が加算されます。

①夜間看護体制加算（Ⅱ）（1日につき）	9 円
②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき）	2 2 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき）	1 8 円
③介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	その月の介護報酬総額の 1 5 . 9 %

3. 介護予防特定施設入居者生活介護の基本料金（保険給付の自己負担額）

要支援認定者の利用料金は、次のとおりとなっています。

（1）施設利用料

・要支援 1	1 8 3 円
・要支援 2	3 1 3 円

（2）加 算

上記施設利用料に加え、下記の料金が加算されます。

①医療機関連携加算（1月につき）	8 0 円
②退所時情報提供加算（1回につき）	2 5 0 円
③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき）	2 2 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき）	1 8 円
④介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	その月の介護報酬総額の 1 5 . 9 %
⑤科学的介護推進体制加算	4 0 円
⑥認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき）	3 0 円
⑦認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき）	4 0 円
⑧新興感染症等施設療養費（1日につき）	2 4 0 円

4. その他の利用料（保険給付対象外の自己負担額）

①食費（1日当たり） 1, 5 5 0 円

②利用者が選定する特別な食事の費用

原則として「食費」内で提供することとしますが、実費負担が必要な場合がありますので、希望する場合は事前にご相談下さい。

③寝具、リネン（1日当たり）

2 5 0 円

衛生管理上、原則として施設で用意するものをご使用頂きます。

- ④日常生活品費（1日当たり） 300円
 共用で使用するタオル、おしぼり、バスタオル、石鹸・シャンプー・リンス、トイレットペーパー、ハンドタオル、ティッシュ、手洗い用石鹸・消毒液、などの費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。
- ⑤オムツ等の衛生品費 実 費
- ⑦行事費 (その都度実費をいただきます)
 小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払い頂きます。
- ⑧健康管理費 実 費
 インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払い頂きます。
- ⑨私物の洗濯代（1日当たり） 100円
 私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払い頂きます。
- ⑩その他理美容代、教養娯楽費などについては実費

5. 賃貸料および共益費

賃貸料および共益費等については、次のとおりです。

①賃貸料（特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護））

- ・ Aタイプ（個室） 月額 40,000円
- ・ Bタイプ（個室） 月額 35,000円

なお、賃貸料には次の③共益費を含みます。

②賃貸料（短期利用特定施設入居者生活介護）

- ・ 日割り家賃Aタイプ（個室）日額 1,320円
- ・ 日割り家賃Bタイプ（個室）日額 1,160円

なお、賃貸料には次の③共益費を含みます。

③共益費等

共益費には居室の光熱費、上下水道費、管理費を含みます。

なお、電気器具等で電気容量の大きいものの使用につきましては、事前に申し出て頂き、許可が必要となります。

6. 支払い方法

①毎月10日までに、前月分の請求書及び明細書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

②お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。利用契約時にお選びください。なお、引き落とし手数料（84円）・振り込み手数料はご利用者負担となります。

③経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合はご相談ください。

以 上

重要事項説明書 4

個人情報 の 利用 目的 (令和8年6月1日現在)

社会福祉法人 青山会及び特定施設入居者生活介護事業所 グリーンケアかみごとうでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[特定施設入居者生活介護事業所内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

以 上

本書面（重要事項1・2・3）の内容を証するため、本書を2通作成し、契約者、当施設が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 8 年 月 日

指定特定入居者生活介護（含：介護予防特定入居者生活介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書（1・2・3）の説明を行いました。

特定施設入居者生活介護事業所 生活相談員 印

私は、本書面に基づいて上記職員から重要事項説明書について説明を受け、指定特定入居者生活介護（含：介護予防特定入居者生活介護）サービスの提供開始に同意しました。

利用者 印

家族代表者 印